

(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

- 共生社会の実現のためには、障害等の有無にかかわらず、お互いが人格と個性を尊重し合う機運の醸成が必要である。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を控え、文化芸術を通じた共生社会の実現を意識した取組が広がりつつある。
- 本県においては、第2次世界大戦直後に始まった障害福祉の取組の中で先駆的に造形活動が取り入れられ、県内の福祉施設に広がる中で、現在に至るまで取組が展開されている。また、近年では舞台芸術活動も含めて多様な活動が展開され、国内外でアール・ブリュット展や舞台芸術公演が行われるなど、国際文化交流の推進にも重要な役割を果たしている。
- こうした中、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年 6 月に施行され、国においては障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けた検討が始まっている。
- これらの動向を踏まえ、今後の本県における障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「(仮称) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体の「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- 滋賀県文化振興条例第 4 条に基づく「文化振興基本方針」および障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく都道府県障害者計画（滋賀県障害者プラン）を上位計画とする障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画

3 計画の期間

- 国の基本計画の検討状況を勘案し、今後検討。

4 検討の進め方

- (1) 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会
計画検討のための有識者会議として設置し、4 回程度意見、助言等を求める。
- (2) 滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会
文化振興および障害者施策推進に関する附属機関において、随時報告を行う。
- (3) その他
市町および障害者団体等から意見聴取を行う。

5 計画策定期期

2019 年度中の策定を予定

<想定スケジュール>

2018 年 11 月 21 日

第 1 回懇話会

2019 年 2 月～3 月

第 2 回懇話会（骨子案）

2019 年 4 月以降順次

第 3 回懇話会（素案）

第 4 回懇話会（原案）

県民政策コメントの実施

計画策定